

## 令和5年度 第4回 印西市立図書館協議会会議録 要旨

- 1 開催日時 令和5年11月9日(木) 午前10時00分から午後0時20分
- 2 開催場所 印西市立中央公民館 4階 視聴覚室
- 3 出席委員 安川委員、竹原委員、永田委員、武井委員、石ヶ谷委員、倉沢委員  
黒澤委員、関口委員、栗山委員
- 4 欠席者 石渡委員
- 5 事務局 飯塚生涯学習課推進係長、秋谷大森図書館長、伊藤大森図書館副  
館長、伊藤主査、齊藤主査、吉野主査
- 6 傍聴者 5名
- 7 会議内容 議事  
(1)「印西市立図書館のあり方について」その3  
(2) その他  
報告  
(1) 令和5年度第3回印西市立図書館協議会会議録(案)  
(2) 印西市立図書館サービス計画(案)について  
(2) その他

### 会議要旨(要点筆記)

【会議公開に伴う傍聴席の設置と会議録作成のための録音機材の設置の了解】

【生涯学習課長あいさつ】

【委員長あいさつ】

(進行) それでは、議事に入らせていただきたいと思います。  
議事進行につきましては、印西市立図書館設置条例施行規則第2  
1条第1項の規定により、委員長が議長となることとされてお  
りますので、倉沢委員に議長をお願いいたします。

(議長) それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただく。  
会議の円滑な進行にご協力をお願いしたい。

【会議録署名委員の指名】

(議長) はじめに、本日の会議録署名委員の指名を行う。

名簿順にお願いしておりますので、今回は、8番の関口委員を指名させていただきます。

【議題】

議題（1） 「印西市立図書館のあり方について」その3

（議 長） それでは、議事に入りたいと思います。議題（1）「印西市立図書館のあり方について」、事務局より説明をお願いします。

（事務局） 議題（1）「印西市立図書館のあり方について」、説明

（議 長） 先程、事務局から説明があったが、前回の協議会以降、黒澤委員と共に図書館側と答申案について、なるべく簡潔にわかりやすく私達の議論がここに反映出来るように、項目等を精査し話し合いをした。文言の修正や資料の出し方等を協議し、今回このように答申案が出てきた。みなさんのより良い意見を反映出来たらいいと思う。また、子文連さんからありました、「図書館への提言書」を見させていただいた。その中でサービス計画とかなり関係があると思うが、私達、諮問を受けた内容について、順次答えるような形の答申、文言作成という流れになっている。みなさんの意見によってより良い答申を提出したいと願っている。みなさんからの意見をお願いしたい。

（委 員） 5ページ目の上から4行目「自然と図書館のある近隣自治体」となっているが印西市の中にあるよう見えるので、「他市」の方が明確なのではと思う。

8ページ目の5. 図書館における指定管理者制度の経緯だが、冒頭で「平成15年（2003年）の」となっているので、上から8行目の「印西市においては」から始まっているが、「平成17年（2005年）に」の年度を頭に持ってきた方が統一感があり、わかりやすい文章になると思う。

10ページの7. 指定管理者制度のデメリットのところ、6. 指定管理者制度のメリットと連動するが、（1）公益性の確保が難しいというところで、個人情報の扱いについて、漏洩への不安という文面を入れたほうがいいと思う。TUTAYAの図書館でTUTAYAカードからポイントが入るとかそういったこともあるので、そういったデメリットの中で公益性の確保が難しいというところで、個人情報の扱い、漏洩への不安という文面を入れた方がいいと感じた。

11ページの（2）専門性の継続及びサービスの低下のところ、10

ページの6. 指定管理者制度のメリットの(3)接客態度の向上で、民間の高い接客技術を持つ職員による質の高いサービスとなっているが、11ページの(2)図書館サービスの低下ではなく接客技術が必要ではないのかと比較されると思うが、図書館員は、技能、技術、何を求めているのか引き出す技術が必要だと思うので、その文面を入れた方がいいと思う。メリット、デメリットで図書館は、接客技術は特に必要ないとは思っていない。参考までに発言した。

(議長) 今の意見の中で、5ページの「近隣自治体」という表現は、自治体という市だけではなく市町村も入ってくるので、「他市」という言葉がいいということか。

(委員) 他の文章の所で「他市」という文面があった。ページは忘れたが、文面を合わせた方が文章が整うと感じた。

(議長) 接客技術の所だが、民間のひとつの言葉、民間の方々が使う言葉なのか。

(事務局) はい。

(委員) その接客技術のところで10ページの文面は、大丈夫です。

(議長) 11ページの(2)ところで、民間が使う、接客技術という言葉が私達の理念に合っているかということか。その辺は、みなさんどうか。図書館用語では、どういう言葉を使うのか。

(委員) 民間も公務員も利用者に対して親切、丁寧でというのは当然のこと、図書館に求められるのは、利用者の方が何を求めているのかを会話の中で引きだしていく技術、レファレンスなのか本の案内なのか、レファレンスで何を求めているのか。お客様が、何を求めているのかを引き出してあげる技術。それで何を結びつけるのかというのが図書館の技術だと思っている。親切、丁寧は当然のことである。司書の役目として、お客様が何を求められているのかを引き出してあげる事なので、そういう事を表現したいのではないか。

(議長) 接客技術という表現を(2)に入れた方がいいか。具体的にその文言の提示があるといいのではないか。あるいは、そうい

う言葉が本当に必要なのかというのを合わせて、何か意見があるか。  
先程、文言を冒頭に持って来て揃えた方が見やすいのではないかという  
ことだが、その辺図書館としてはどうか。

(事務局) 大丈夫です。

(議長) 西暦表記と元号表記が、両方入っている箇所とそうではないところがあり、おそらく8ページの所は、前段で平成15年(2003年)から始まり、平成17年(2005年)と元号表記と西暦表記があるので特に指摘していないのかと思うが、ページによっては、どちらかだけという箇所もある。出来れば両方あった方が分かりやすい。

(委員) 委員長と修正したが、なかなか修正しきれなかったので、前段部分、3. 公立図書館の特性と4. 印西市立図書館の特性と学校との連携のところで、修正案を作ってきたので配布させていただいていいか。

< 配 布 >

説明させていただく。7ページ3.「図書館の特性」となっているが、「公立図書館の特性」に修正していただきたい。

内容としては、【公立図書館は、図書館法の「無料の原則」から、地域住民に対して年齢・性別・国籍等に関係なく誰でも等しく図書館サービスを無料で提供する図書館です。近年では、少子高齢化・高度情報化・国際化が進展する社会情勢のなかで、市民に多種多様な資料を提供する地域の情報センターとして、また生涯学習を推進する施設としてなくてはならない施設であると同時に、学んだことを活かし表現する場としても位置付けられています。さらに地方分権の進展とともに、自ら地域を良くしていこうとする市民の力が必要であり、行政と協働してまちづくりを進める担い手づくりの拠点として重要な施設になっています。】と修正させていただいた。次に、8ページ4. 印西市立図書館の特性を修正させていただいた。【印西市立図書館は、各駅圏の住宅街に6館の図書館が配置されており、「いつでも、誰でも、歩いて行ける、自転車でも行ける」など気軽に立ち寄れる公共施設として整備されています。蔵書の構成についても、その地域の居住者層や利用状況を考慮した選書を行っていることから、地域住民に身近な図書館として親しまれ多くの利用があります。】という形で修正させて頂いた。

引き続き説明させていただいてもよろしいか。

15ページ10. 図書館サービスの質的向上(4) 学校との連携協力

ですが、文章を足していただきたい。【図書館には学校教育を援助する役割があります。朝の読書や授業に活躍する本の貸出のほか、教職員や児童生徒の研修や社会科見学の受け入れ、学校図書館の選書や運営のアドバイスなど多様な連携協力が必要とされています。また、図書館と学校との連携を効果的に行うためには、学校での窓口となる学校図書館司書の配置が必要です。学校図書館司書は、本の選書や図書館内の整備を行うとともに、教職員が授業の参考になる資料を用意し、子どもに本を読む楽しさや喜びを伝え、子どもと本を結ぶという役割があります。現在、印西市の学校には、学校図書館司書は2校に1人の配置しかありません。近隣市の学校図書館では、その役割が重要であることから全校配置となっており、印西市の学校図書館にも早期にも学校図書館司書の配置を望みます。】と修正させていただいた。何かご意見があったらお願いしたい。

(議長) まず、図書館の特性ではなく、公立図書館としたことに対して、みなさんから意見はあるか。

(委員) とても素晴らしい文章だと思う。

(議長) 簡的で、とても言葉を選んでいていいと思う。こちらの文章に差し替えるか。みなさん、何かご意見あるか。

(事務局) 大丈夫です。

(委員) 細かいところ、引き続きあるのでよろしいか。

(議長) 公立図書館の特性についてか。

(委員) 違うので、発言を待つ。

(議長) ここで、ポイントの中で「無料の原則」というのが表記されている。誰でも、ということ、近年の状況ということで、情報センターや生涯学習を促進する施設、そして学んだ事を活かし表現する場、地方分権の中で、市民の力が必要で、行政と協働してまちづくりを進める担い手づくりの拠点が重要ということが上手く、散りばめられているのではないかと思う。何か図書館側で、ここで何か落ちているといことはあるか。

- (事務局) 特にないと思う。表現の仕方が違うということだと思う。
- (議長) 協議会として、委員から修正頂いた文章で差替えるということによろしいか。
- (委員) 賛成である。
- (議長) では、協議会としては、差し替えていただくということをお願いしたい。次に、4. 印西市立図書館の特性ということだが、その点についてみなさんどうか。
- (委員) 賛成である。
- (議長) ここの前半が少し短くなり、後半が1行短くなっていて、とても簡潔している。内容は、あまり変わってないと思うが、より簡潔に表現されているということだが、みなさんいかがか。図書館側は、いかがか。
- (事務局) はい、大丈夫です。
- (議長) では、委員の文章を採用するという事で協議会としてはよろしいか。
- (委員) 賛成である。
- (議長) 次に15ページの学校との連携協力ですがご意見あるか。
- (委員) 15ページ(4)学校との連携協力で、印西市の学校では図書館司書が2校に1人配置となっているが、今、目指している段階であって2校に1人でない。小学校2校と中学校1校と3校受け持っている方もいる。2校に1人という訳ではない。知り合いは、3校受け持っている。2校に1人というのは、目指しているという事で段階ではない。この文章だと、あたかも2校に1人配置されているようになっているので、修正したほうがいいのか。学校図書館と公立図書館の連携協力という事なら、学校図書館と公立図書館の話合いの場やスクール便の活性化や現状を把握して公立図書館が学校図書館に協力していくべきと思うが、そういったことが少し欠けていると感じた。間違いではないが、アドバイスという意味なら納得出来る。

- (議 長) 学校図書館司書の2校に1人の配置の記載についてはどうか。
- (委 員) 「配置となっています」とか、「2・3校に1人となっています」にしたらどうか。
- (事務局) 確認する。記憶の中では、3校受け持っている方もいる。それによって、修正したい。
- (委 員) 2・3校に1人でいいと思う。
- (事務局) 今の推進計画では、2校に1人というのが目標となっている。向こう5年の推進計画でも2校に1人となっている。
- (議 長) 印西市の現状と全校配置について、「2・3校に1人の配置しかありません。」という表現でよろしいか。
- (委 員) 賛成である。
- (議 長) 学校教育の援助する役割、学校と公立図書館との関係性がどうなっているのか。という事も触れている。効果的な動きをするには、司書の配置が必要となっている。学校図書館司書の役割と意義が書かれ、印西市の学校の状況で、全校配置が必要となっている。
- (委 員) 前の学校は、週に2回来ていたが、今の学校では、週に1回で半日だけで、すごく良くしていただいている。本当に時間がなく、何も出来ないと言っているので、全校配置を心から望んでいる。このような文章を書いていただいているので感謝している。
- (委 員) 学校図書館司書が、半日しかいなくて仕事を持ち帰っているという現状なので、是非、1校に1人の配置をお願いしたい。いい文章をありがとうございました。
- (委 員) まだまだ、書きたい内容はある。配置するだけでなく研修と横の繋がりとか、たくさん倍の文章を書きたいが、とりあえず触りである。学校図書館司書は、やることがたくさんある。ただ配置だけではなく研修も大

事でその言葉は入れていないが大事な事である。

- (委員) 委員の差し替え文章で、元の文章の近隣の配置レベルに合わせて同様の配置をするとしか伝わってこなかったが、連携や協力が必要であるという意識とか、学校図書館司書の仕事の内容が明記されていて、すごく分かりやすい内容になったと思う。加えて法律的な観点からも図書館法には、司書教諭を置かなくてはならないとか、置くように努めなければならないと明記されているので、そこに踏まえての連携、協力が必要という内容が明記されてもいいのではと思った。
- (議長) 学校図書館司書は、教育委員会のどこの管轄で行っているのか。
- (事務局) 図書館は、生涯学習課ですが、学校図書館司書は指導課である。
- (議長) 図書館の司書の方と学校の図書館司書の結びつきや連携というものは、現状としてどうなっているのか。
- (事務局) 学校図書館司書と公立図書館司書の連携だが、何ヶ月かに一回話し合いの場がある。情報共有という事で行っている。
- (議長) 市立図書館協議会として、どこまで踏み込んでの答申、学校図書館の連携協力という事だが、図書館法にもあるように、学校図書と公立図書館の領域というか全体を見渡さなくてはいけないが、どこまで踏み込んで学校図書の司書配置を答申できるかという事を考えていたが、そういう状況があると共有しつつ、教育委員会の中で、私達の答申が、より積極的に用いられていけばと思っている。
- (事務局) この答申の中に、学校図書館司書の全校配置を望みますという言葉を入れても問題はない。同じ教育委員会で、図書館協議会の中でこう思っているという意見を入れてもいいと思う。
- (議長) 市立図書館の司書の研修等は重要であり、もちろん学校図書館司書の研修も必要であり、私達の答申も司書の方々に届けばいいと思っている。委員の作成した文章の中で、2・3校にと書き換えるという提案が出たが、他に何か意見はあるか。  
賛成であれば、この文章を載せるという事で差替えをお願いしたいと思

うがどうか。

(委員) 賛成である。

(議長) では、差し替えでお願いしたい。

(委員) 8ページの下から7行目で「利用料金のない図書館には」という表現だが、「無料の原則」というのが図書館の表現であるので、「無料の原則」に直していただけないか。

(議長) 「無料の原則」は、どういう表現をするか。

(委員) 「無料の原則がある図書館には」と表現出来ないか。

(事務局) 平成17、18年度に議題に挙がって、その時の結果をここに入れた。

(議長) 引用なのか。

(事務局) はい。

(委員) それなら大丈夫です。  
次に10ページの下から7行目のところで、「利用料金がありません」のところを「無料の原則があります」に替えることは出来ないか。

(議長) 先程、3. 公立図書館の特性で「無料の原則」を採用しているので、この文言を持ってきた方がいいのではという事だが、委員のみなさんの意見はどうか。

(委員) 賛成である。

(議長) では、「入館料その他図書館の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならないとあり、無料の原則があります。」という流れがどうか。

(事務局) このくだりだが、図書館法では「徴収してはならない」と無料の原則はあたりまえだが、指定管理者制度から見ると利用料金になる。図書館法では、「いかなる対価をも徴収してはならない」となっている。

- (委 員) 図書館法では、「無料の原則」を使っている。ここはこだわりたい。
- (事務局) 図書館法では、「無料の原則」になっているが、指定管理者制度では、「利用料金が無い」という表現である。
- (議 長) 「無料の原則で利用料金がありません。」というのはいかがか。
- (委 員) それならいい。
- (議 長) 要するに指定管理者が使う一般の表現ということか。
- (事務局) はい。「無料の原則」は、「無料の原則で利用料金がありません。」という表現でよろしいか。
- (委 員) はい。それでお願いしたい。
- (委 員) 18ページの(3)児童書の充実と買い替えのところで、この文章中に買い替えの文章がない。最後に付け加えていただきたい。児童書は買い替えが大変重要である。「また、子どもたちにたくさん読まれている傷んだ本や、古くなった本を積極的に買い替える必要があります。」と付け加えてもらいたい。
- (議 長) 「また、子どもたちにたくさん読まれている傷んだ本や、古くなった本を積極的に買い替える必要があります。」を付け加えるという意見はどうか。
- (委 員) 買い替えるという言葉がないと思っていた。
- (議 長) みなさん、よろしいか。  
特に反対がなければ追加ということよろしいか。
- (委 員) 賛成である。
- (議 長) 他に意見はあるか。

- (委員) (3)のこの文章で、上から3行目の「国語力を向上させ」とあるが、絵本や本を読むことが、感性を豊かにし、考える力が自然に身についてくるのかなと思うが、国語力を向上させるために本を読むという事ではないので、「国語力を向上させ、より豊かに生きる力、楽しみの基になります。」というのは、ちょっと入ってこない。この言葉は必要か。
- (委員) よく使っている。
- (議長) 他に何かあるか。  
感性も国語力に繋がり重要である。この言葉は残しておいていいか。
- (委員) はい。
- (委員) (3)の下から2行目「子どもたちが本と出合うきっかけづくりは、幼少期の絵本を始め、保護者によって作られることから、子どもの成長に合わせた読書環境を整えていくことが必要です。」とあるが、この文書はよくわからない。特に違うと思ったのが、「保護者によって作られることから」という言葉だが、公共の図書館は、むしろ各家庭でやり切れないところを負担するところではないか。どんなお子さんでも均等に絵本や読書に親しめる場所を作るのが公共図書館であって、ここに保護者という言葉を入れるのは、とても違和感がある。削除して欲しい。
- (議長) 今の意見についてはどうか。  
この文言は、何か他のものを参考にしているのか。
- (事務局) これは、子ども読書計画から読み取ったもので、子どもと本が出合うきっかけなので、最初のきっかけは、親御さんが絵本の読み聞かせからスタートであってこの文言を入れた。読書環境を整えていくというのが、図書と絵本の整備をする必要があるということと買い替えていくという言葉も入っていた。
- (議長) みなさんどうか。
- (事務局) 本と出合う最初のスタート。
- (委員) いま、事務局が言ったことは、何となく理解したが、ここに「保護者に

よって作られることから」という言葉では、それは伝わらないし、他に解釈してしまうので載せなくてもいいと思う。

- (委員) 文書を入れる必要がある。児童書の充実なので。
- (委員) 保護者というのが、お父さん、お母さん限定という感じがするので、おじいちゃん、おばあちゃんもいるので、各家庭に変える、せめて地域はどうか。
- (議長) 保護者というのは、結構広い意味がある。両親だけでなく、だからあえて保護者と書いてあると思った。
- (委員) そういった意味で、各家庭より保護者の方が広い意味になるのか。
- (議長) 各家庭や両親となると限定され、もっと狭まってくる。両親に恵まれない方もいる。
- (委員) 違和感があるのは、幼少期の絵本と保護者を並列して載せているからではないか。言葉の使い方を変えてはどうか。その言葉を探しているが、いい言葉が見つからない。
- (委員) 何か引っかかっているのは、保護者となると意識の高い保護者は、絵本に接する事ができるが、意識の低い保護者のお子さんは絵本に接されないというイメージがあるのかと思う。公共の図書館で絵本に接することができるという言葉にすればいいのかなと思った。言葉が見つからないが、そこが引っかかるのではないか。
- (委員) きっかけ作りは、保護者によって作られることに限定していいのか。
- (事務局) そこから始まっているので、子どもたちの成長に合わせた整備が必要と書いてある。
- (委員) きっかけ作りではなく、出合うきっかけを図書館が担うと思っている。これだと、きっかけ作りが先に出ているので、そのきっかけを作るのは保護者ですよというイメージでいる。きっかけ作りではなく図書館のきっかけを作るというイメージで、図書館の絵本を使って子どもたちに読

み聞かせをすると、きっかけ作りが先に来ているので、図書館がきっかけ作りを担っていると後に持ってきた方が気にならないと思った。

(議長) 例えば、「子どもたちが本と出合うきっかけづくりは、幼少期の絵本を始め、子どもの成長に合わせた読書環境を整えていく。」図書館を主にした方がいいか。

(委員) 児童書の充実なので、そうだと思う。

(議長) 「図書館は、幼少期の絵本の提供で、最後に子どもたちが本と出合うきっかけづくりとなる必要があります。」主語と述語が。

「図書館は、子どもの成長に見合う読書環境の整備によって、本と出合うきっかけづくりを果たしていく必要があります。」

(委員) 児童書の充実なので、サービスとはまた別に考えた方が、児童書の充実なので本に特化した方がいいのではないか。

サービスも入ってきている。「豊かな児童書」という事が大事である。サービスになると広がってしまう。

(議長) この文章を取って、児童書の充実が必要だという言葉を入れて違う文書にしたらどうか。ここでは、児童書の充実、読書環境の整備を言いたいと思う。

(事務局) そうです。読書環境を整備するのが、児童書の充実である。

(議長) 保護者はどうしても削除したいか。

(委員) 児童書の充実で、あっさり4行残して「楽しみの基になることから児童書の充実が必要です。」にしたらどうか。

決して今、印西の図書館は、児童書の本が充実していない訳ではないと思うので、ただ永遠に児童書の充実は大切だと思うので、あまり言葉を足さなくても「児童書の充実が必要です。」で大丈夫だと思う。

ただ、買い替えは必要なので、「児童書の充実」だけを残せばいいと思う。サービスまで行くと大変なので。

(議長) どのような言葉にしたら良いか。

- (委員) 「楽しみの基になるための児童書の充実が必要です。」という感じに、そこで切ってしまうていいと思う。きっと説明しすぎなのではないか。年齢に応じた児童書の充実が必要ですよということを入れたいのだと思う。今、現在も年齢層に応じた本の充実は出来ていると思う。
- (議長) では、「国語力を向上させ、より豊かに生きる力、楽しみのための児童書の充実が必要です。」でいいか。
- (委員) はい。それでいいと思う。
- (議長) よろしいか。後の2行を削除し、「また、子どもたちにたくさん読まれている傷んだ本や、古くなった本を積極的に買い替える必要があります。」を入れるという事で、みなさんどうか。
- (委員) いいと思う。
- (議長) よろしいか。では、それでお願いしたい。
- (委員) 16ページの(7) 行政部署や関係機関との連携の2行目「多くの市民が本と情報に出会い」だが、人と人が出会う場合は、この漢字でいいと思うが、本と出会う場合は口の出会うになると思うので直したほうがいい。
- (委員) 今、読んだ箇所を発言していいのか。それとも順番に流れながら発言するのか。
- (議長) 自由に発言していい。
- (委員) 20ページの12. 職員体制だが、「司書採用職員は現在5名であり」となっているが、今年最初に頂いた図書館配置図では、7人になっている。変更があったのか。
- (事務局) 司書採用職員は、司書で採用された数を示している。司書採用は、5名である。司書資格を持っている一般職職員を含め、7名となっている。

- (委 員) 配置には変わらないか。
- (事務局) 配置は変わらない。
- (委 員) それは、5人の中で誰と聞くのはプライバシーの問題で聞くことは出来ないか。
- (事務局) 特にはない。
- (委 員) 別にそれは知らなくてもいいことか。
- (議 長) 組織図に名前を書けという事か。
- (委 員) ここに5名が、司書資格を持った職員が採用で組織図には、7人となっているので、司書で採用されている方はこの方です、そうじゃない方はこの方ですという事は知らなくてもいいことか。
- (事務局) 司書資格で入った職員と一般職で司書資格を持つ職員と分ける必要はない。そのままでもいいと思う。
- (委 員) わかりました。
- (議 長) 他に何かあるか。
- (委 員) この「年代的には50歳代となっています。」と書かれているが、この部分は必要か。
- (議 長) 何か意図があるのか。
- (委 員) 意図があるとしたら読み取れない。
- (事務局) 意図はある。50歳代にきて先が見えてきている。  
職員は補充されない、これから先どうなるのか、若い世代が入ってこないと次に繋がらないので年代を入れた。
- (委 員) 意図的に表現してはいけないのかと、お話を聞いてそう思った。

よくわかる。

(委員) このところで、「年代的には50歳代となっています。」だが、切実に聞こえ、このままでもいいと思う。  
この中で、上から7行目で「正規職員の確保や配置及び研修が必要です。」となっているが、ここは例えば、「正規職員の増員が必要とされる。」で一回切って、「適切な配置や研修が必要です。」と文章を切ったほうが良いと思った。

「正規職員の確保や配置及び研修が必要です。」では、一緒くたにしてしまうと伝わりにくい。新規採用職員の増員等、新規採用と明らかにした方が良いと思う。司書資格の職員が少ないし年齢的な部分もあるので、そう感じた。

(議長) そのようなことも踏まえつつ、端的であればいいのかと思う。  
今の意見について、みなさんどうか。もう少し分けた方がどうか。意見が無いようならこれでいいと思うが。では、かなり時間が経っているので、だいぶ意見がまとまって来ていると思う。

(委員) いいですか。16ページ、多文化サービスの1行目「図書館が気軽にすることができるよう」となっているが、「図書館を気軽に利用することができるよう」ではないか。

(事務局) 利用が抜けている。ありがとうございます。

(議長) 利用を入れる。16ページ、多文化サービスの一番上「図書館を気軽に利用することができるよう」に修正する。

(委員) 同じページの(8)図書館ボランティアとの連携と支援・育成のところ  
で、「図書館ボランティアについては」の所は、まず「図書館は」と前に持ってきたほうが良いと思った。2行目の「この活動には歴史があり、中央公民館図書室のころまでさかのぼります。」これは多分、子文連が中央公民館で行われた絵本とおはなしの会をいっていると思うが、ボランティアではなく、自主活動として公民館活動に参加しているので、そこはカットしていただきたい。

(議長) どうなるのか。

- (委 員) 「この活動には」の2行を削除でいいと思う。
- (議 長) 広い意味で、自主活動もボランティアではないか。
- (委 員) ここは、図書館サービスの質的向上なので、図書館法の中に図書館ボランティアの育成と連携とあるので入れさせてもらった。「この活動には」はカットしてもいいと思う。この図書館サービスの質的向上のところは、図書館法に基づいた項目を挙げてある。
- (議 長) あえてここで、「この活動には」は入れなくていいのではないかという意見。色々な背景やとらえ方の違いもあって、入れなくていいというニュアンスか。みなさん、いかがか。では、ここはカットでよろしいか。
- (委 員) 賛成である。
- (委 員) もう一か所よろしいか。  
15ページ(5)多様な利用者へのサービスで「障害を理由に図書館利用が困難な利用者」のところで、「障害を理由に」を他の言葉で表現できないか。
- (事務局) そこは、「障害を理由に」は、削除してもいいと思う。
- (議 長) 削除してもいいと思う。
- (事務局) 「図書館利用が困難な利用者」から始まる。
- (委 員) 16ページ(9)市民・地域との協働・参画による図書館づくりで「地域で活動するボランティアなど」のところで、「ボランティア」の前に「市民団体や」を入れて「地域で活動する市民団体やボランティアなどと」にしてはどうか。ボランティアが先に来ても順番はどちらでもいい。
- (委 員) 15ページ10. 図書館サービスの質的向上(1)レファレンスサービスのところで、レファレンスの内容だが、レファレンスとは何なのかという事を述べた方がいいと思い、「参考図書のほか電子資料やインターネットを活用して的確なレファレンスを行うことにより、市民の暮らしの

中での様々な疑問に答えます。また、学習や仕事をするうえで必要な資料、情報を提供すると共に利用者自身が情報を得られるように調査方法も案内します。」とレファレンスサービスを簡潔に述べた内容の記載が必要だと思う。

ここに書かれている内容で分からなくもないが、もう少しレファレンスというものを明確にしたほうがいいと思った。「経験の積み重ねられた司書職員の配置が必要です。」というのは、ここに載せるのはどうなのか。

(議 長) レファレンスサービスとは何なのかという事を的確にこの文書に入れた方がいいということと、もう一つは、「経験の積み重ねられた司書職員の配置」の文言はいらぬという意見だが、みなさんどうか。

この文章は、レファレンスサービスを誰がサービスを向上させていくのかという必然的にその内容が、資料の充実が上がって司書職員の配置がとても重大だと言いたい。だからサービスの資質的向上のためには「資料の充実を図り、経験の積み重ねられた司書職員の配置が必要です。」というところに既決している。それが資質的向上で、レファレンスサービスというものは、こういうものだということは、ある面では前提にあって、そのサービスを向上させていくには、今の私達の運営的な現状では、もっと司書が必要だというのが主張だと思う。

(委 員) わかりました。

(議 長) みなさんはいかが。ここに載せた意図は、そういう事ではないか。文言を協議していくというのは非常に時間と手間がかかるが、今日、みなさんから御意見とそれと私達が、こういう背景があるのかと分かったのでいいと思う。

(委 員) これで答申が終わるということか。

(議 長) 終わるというか今、御意見いただいたところを事務局でまとめていただいて、みなさんに送る予定で、そこからまた何かやり取りがあればお伝えできるのではないかと。これが最終的なところで1月に最終確定するということか。

(事務局) 次回は3月を予定している。

(議 長) 顔を合わせるのは3月が最後か。

(委 員) 今日、一番言いたいことがある。  
23ページの14. 運営主体(1) 指定管理者制度についての制度のところ、「指定管理者制度については、他の施設には有効な方法と考えますが、利用者の「知りたい」「学びたい」という公平性の観点からも、印西市立図書館には「そぐわない制度」と考えますので、「印西市公共施設適正配置アクションプラン」の見直しをお願いします。」と記載されているが、見直しでは物足りないというか、もっと明確に削除して欲しいと言ってもらいたい。「印西市公共施設適正配置アクションプラン」及びその上意計画である、「印西市公共施設等総合管理計画」にある図書館への指定管理者制度の導入の検討」の文言を削除して欲しい。削除を望む。

(議 長) このような意見ですが。

(委 員) それともう一点、(3) 直営方式についてだが、直営という言葉では、捉え方が色々であるというのが分かった。私達の勉強会で企画政策課の方達と出前講座でお話しさせていただいたことがあった。公立図書館の直営か指定管理者かという話になった時に企画政策課の方がおっしゃるには、部分委託や指定管理者制度も直営といえと。それは、市の予算でやっているから指定管理で入る業者に支払う費用も市から支払うので、それは直営になるとのこと。それを直営と捉えられるのかと驚いた。ただ直営方式と書いただけでは、庁舎内部でどういう意味で捉えられるかわからないので、そこは一つ「教育委員会が所管する図書館法上の直営」と明記して欲しい。

(事務局) 直営でも指定管理者でも教育委員会が所管している。

(委 員) 教育委員会が所管する図書館は設置と運営は分離されないのが直営と書いてある。  
だから設置をするのが市で、でも運営を民間に委ねると、それは分離している。だから設置も運営も直営として欲しい。

(議 長) 運営のあり方なので、運営のあり方をここで問われている。運営で直営という意味合いで取っていいのではないか。

(事務局) 図書館法上の図書館なのか、それとも図書館法にない図書館なのか。

(委員) 企画の中ではそう捉えていると思った。

(事務局) 図書館法にない図書館か。

(議長) 運営のあり方なので、直営でいいのではないか。  
印西市公共施設適正配置アクションプランの中に、大森と小倉台図書館を指定管理者制度にするというプランで、それで私達は6館直営でやりましょうというのが最終結論である。私達が答申として、抗議書ではなく、あくまでも印西市立図書館から図書館協議会に諮問が来た訳だから、私達協議会では直営でという意見なのでアクションプランを見直してくださいという、私はそこまでかなと思う。

(委員) いつまでも計画に指定管理者の導入検討という言葉が残ると、今は、やり過ぎせるが、またこの先に指定管理者制度を導入するということが出てくるのではないか。  
そこを心配している。

(委員) 私の考えが間違っているかも知れないが、制度がある以上、公務員は常に検討しなくてはいけないと思う。設置の目的が効果的に生きるのであれば指定管理者制度を導入しなさいということがあるので、常に公務員は効果が今よりも上がるのかということを検討しなくてはいけない。削除するまではいかない。検討する使命が公務員にはある。見直しはこれからも図られるべきだと思う。

(議長) そう思うが、いかがか。強い意志を感じた。それではありがとうございました。これを基に協議したものを訂正あるいは追加し、差し替えしていただき郵送していただくという事でよろしいか。  
では、よろしく願いしたい。

## 議題(2) その他

(議長) 次に「その他」について事務局から何かあるか。

(事務局) 特にない。

【報告】

報告（1）令和5年度第3回印西市立図書館協議会会議録（案）

（議 長） では、事前に事務局より会議録を送付いただき、みなさんから色々ご意見をいただき、修正した会議録ですが、これについて委員のみなさんから意見はあるか。  
今日渡されたが、今までずっと議事録だと思っていたが、正式な名称は会議録なのか。会議録と議事録は区別していたが、ずっと会議録だったか。

（事務局） はい。会議録である。

（議 長） 会議録を一般公開するということか。

（事務局） そうです。

（議 長） ある面では、会議録というところで話されたことが事細かに出て、のちに会議録を読んでこういう議論があったのかということを知る。ただ議事録は、どのような議題があり、どういう考え方で議論に至ったのかというものを公開すればいい。議論なので。会議録というものが一般公開されるとすべて明らかになる。忠実に会議録を作成し公開するという事でいいか。

（事務局） はい。

（議 長） みなさんよろしいか。

（事務局） 要約でよろしいか。

（議 長） 要約なのか。要約でもどこまで要約になるのか。  
ある面で良くまとめていっているが、思い違いの事もあるし、議題に対して、こういう発言があって、こういう結論になったという流れが分かれば、それに沿って色々な意見や反対意見を戦わせるような意見も載せていいと思う。  
こういう議論をしているのかというのが伝わればいいと思う。  
どのくらいの分量で会議録をまとめるかというのは、なかなか大変な作業だと思う。ただ、今は録音されているが、Siriとかで読み取って

記述が出来るというものは、まだ無いのか。

(事務局) 話だと、アプリに入れると翻訳、テープ起こしはするが、とんでもない文字になるので、録音したものを聞いて会議録を作成している。

(議長) ずっと読んで会議録署名委員も大変だと思った。  
会議録としているという事で、そういう事なのかと改めて確認させていただいた。みなさんよく読んでいただいていると思う。

(委員) 名前が委員になっていて名前が出ていないが、印西市は色々な会議があるが、統一されているという事か。

(事務局) はい。

(委員) わかりました。

(委員) 今回、読ませていただいて、とてもしっかり書いていただいて手に取るように分かった。同じ質問が一人だけではなく3人がしている場合があるが、その事も書いてあった。流れがあるので、端折られて過ぎると何で同じようなことをいっているのかと思う。そういう面では、このように書いてあると大変だと思うがわかりやすいと思った。

(議長) それでは他に無いようなので、令和5年度第3回印西市立図書館協議会会議録は、これで了承していただくということによろしいか。

(委員) 全員賛成。

(議長) では、承認を得たので署名をお願いしたい。

(委員) 承知いたしました。

#### 報告(2) 印西市立図書館サービス計画について(案)

(議長) 次に報告(2) 印西市立図書館サービス計画(案)について、事務局より説明をお願いしたい。

- (事務局) 報告(2) 印西市立図書館サービス計画(案)について、配布資料に基づき説明。
- (議長) 只今、事務局より説明があったが、この内容については今日、これを受け取って読んでみて意見があったら直接質疑等あれば、事務局に伝え、
- (委員) また、色々な事が進んだら郵送で送られるということか。
- (事務局) はい。
- (議長) そのことについては図書館に意見を挙げるということか。図書館に意見を挙げるときは、何か文面で事務局に連絡するのか。
- (事務局) お配りした資料に修正や加える文章を入れていただき、近くの図書館に渡していただいてもいい。意見はどのような形でもいい。今、ここでこれだけの物を見ていただくことは出来ない。
- (議長) 近くの図書館に渡しても、これは何だと思われるので、返信用の封筒が入ってくるのか。どうしたら、みなさんに意見を貰えるのか。メールで集めるのか確認して欲しい。
- (事務局) 手段は何でも構わないので、FAX、電話、メールでもいいのでお願いしたい。
- (委員) あり方もとうとうスケジュール表を出さずにここまで来た。サービス計画も、まったくスケジュールが分からず、今年度中に作成するというので、あと3月に会議で非常に早すぎる。計画は大事だと思う。疑問に思うのは、この計画を作るのに5人ないし7人の司書達が、きちんとチームを組んでコンサルさんと話し合って文言を落としているのか伺いたい。
- (議長) どうか。
- (事務局) 第4章の課題等については各担当に見て貰っている。その都度、意見を出して貰っている。また、選書会でも話し合い、抜けているところについては職員と話し合っ行ってきたいと思っている。

- (委員) サービス計画は大事なので、チームを組んで一丸となって作成していると捉えていいのか。それで押してしまい、我々にはFAXや持ち込みなどで意見を求めていると言う事か。この後、市民パブリックがあると思うが、やっぱりスケジュールが、いつまで出せばいいのか。色々な事が、スケジュールリングが見にくい。
- (事務局) パブリックコメントは12月の予定である。
- (委員) 12月に出せるのか。私達は、いつまでに意見を出すのか。いつまでに意見が欲しいのか。
- (事務局) 出来るだけ早くいただきたい。
- (委員) いつまでか。これだけのボリュームの物を見るのは大変である。委員は委員としての責任があるので、やっぱり時間はいただきたい。しかも出した意見を議論する、ディスカッションの時間も無いままで、3月には、もう仕上がっているということではないか。それでいいのか。
- (委員) 完成するイメージが湧かない。
- (委員) 年度中に出さなくてはいけない理由は何か。  
あり方についてはわかるが、サービス計画は、どうして3月なのか。  
コンサルさんとの契約が切れたとしても、後にみなさんと話し合って行けばいいのではないか。そういう事ではないのか。
- (事務局) そういう問題ではない。印刷まで契約に入っている。
- (委員) 契約の変更とか。
- (事務局) どうしても早く作りたい。
- (委員) スケジュール的にタイトで、ちょっと無理があるのではないか。
- (議長) これは、いつまでにやるのか。
- (事務局) 作成は、3月末までである。

- (議 長) 3月末までに完成させるのか。この協議会は、今度いつか。
- (事務局) 2月もしくは3月である。
- (議 長) 2月もしくは3月なのか。そこの協議会で、これを出して協議して仕上げるとい時間はあるのか。私達に協議する時間はあるのか。
- (事務局) 郵送でのやり取りになってしまうと今のところ思っている。  
ある程度、素案が出来て、パブリックコメントの意見も入れ、委員の皆様には、郵送で意見をいただく事になる。
- (議 長) そうなると、次回の協議会では、私達は何を協議するのか。
- (事務局) サービス計画が出来上がったということと答申である。
- (議 長) では、サービス計画は、その時には完成形を私達が見るということか。
- (事務局) すいません。訂正です。サービス計画を2月もしくは3月にお見せするには、パブリックコメントで意見を反映させた原稿になると思う。まだ、印刷まではいかない。
- (議 長) 並行して、私達、協議会委員の意見を郵送等で求めてやるということか。その間に協議会を開くことは出来ないのか。1月ぐらいに開催する事は出来ないのか。そうすると、まず、応答は2週間以内にして欲しいという事か。
- (事務局) お願いしたい。
- (委 員) そんな作り方でいいのか。
- (議 長) 私に言われても困る。
- (委 員) 答申ももちろん大事で重要だが、このサービス計画が一番重要で大事な事だと思う。印西市の市民にとって、それで3月の時に私達の意見が反映されパブリックコメントの意見も反映され、それをチェックし話し合

ってはダメなのか。文章が変わってはダメなのか。

(議 長) その2月の下旬を少し中旬ぐらいに協議会を開いて、少し意見交換をするような場というのは設けられないのか。それからパブリックコメントはどうやるのか。

(事務局) 各施設に素案を置き閲覧してもう。

(議 長) それで、不特定多数の方からいろいろなコメントをいただくということか。

(委 員) パブリックコメントをPDFに付けてパソコン上、ネット上でやることは出来ないのか。

(事務局) 出来ない。

(議 長) みなさんいろいろと意見があると思うが、少なくとも次回の協議会にそれを図書館サービス計画に少し意見をいって審議出来るような時間が欲しい。協議会の意味がない。予定よりも1週間早く開いて、意見を反映させることは出来ないのか。

(事務局) 協議会という形ではなく、打ち合わせという形でお願いできたらと思う。以前やっていただいた形なら大丈夫だと思う。

(議 長) 協議会は、あと1回あるのか。

(事務局) 協議会はあと1回ある。その前に打ち合わせをするようなら。

(議 長) 協議会はあと1回あるので、それを少し早目に出来ないか。2月下旬ではなく2月20日頃に出来ないか。その時にある程度、計画が固まっていなくてはいけない。それまでに郵送やメールで意見を反映させるというのは、私達責任としてある。

(事務局) 次回の協議会の時期については検討させて欲しい。

(議 長) 今回いただいた素案について、いつまでに意見をすればいいか。2週間

なのか、それを明確にしてもらえれば、出来る方と出来ない方がいるかも知れないが、協議会委員としてやらなくてはいけない。

(委 員) 3月までのスケジュールをいただきたい。どういう形で進んでいくのか、期日を入れたものをいただきたい。あと何回、送られてきて、何回やり取りがあるのかをまとめて欲しい。

(事務局) 何回やり取りがあるか分からない。

(議 長) 何回あるかは分からないのではないか。

(委 員) でもそこから考えていかないと仕上がらないのではないか。ずっと後ろにずれ込むだけではないか。青写真のようなものが欲しい。

(委 員) この2週間の間は、今日いただいたものをチェックすればいいのか。

(議 長) まずはそうである。2週間でよろしいか。

(事務局) 2週間をお願いしたい。11月27日頃までをお願いしたい。

(委 員) 前半部分はないのか。

(事務局) 前半部分は、改めて送る。

(議 長) では、委員のみなさんには11月27日月曜日までをお願いしたい。次回の件については、事務局に検討していただきたい。それでは報告はこれでよろしいか。

(委 員) その他について意見いいか。  
会議録の23ページの中で、寄付金について前回質問したが、あれからどうなったか。宮下文庫の文面で、もし分かれば教えていただきたい。次回で回答をとということだったが。

(事務局) 申し訳ありません。

(委 員) では次回、最後になるをお願いしたい。

(事務局) 申し訳ありません。

(委員) 次回お願いしたい。

(議長) 他に意見が無いようなら、進行を事務局にお返しする。  
本日は、みなさまいろいろなご意見ありがとうございました。  
議長の任を解かしていただく。

(事務局) 本日の予定は、すべて終了いたしました。  
これをもちまして、令和5年度第4回印西市立図書館協議会を終了させていただきます。

令和5年度第4回印西市立図書館協議会の会議録は、事実と相違ないので、当協議会は、これを承認する。

令和5年12月30日

印西市立図書館協議会

委員 関口 佳穂里